

ジュニア陸上クラブ **Fukui Desporte** (福井デイスポルテ)

## 入会申込資料



※ クラブ名の **Desporte** は古代フランス語の **Desporter** (余暇・気晴らしの意味で **S p o r t s** の語源) から名付けました。「楽しく・礼儀正しく・力強く」を信念として活動していきます。

# ジュニア陸上クラブ Fukui Desporte 会則

## 第1章 総 則

### 第1条 名 称

本会は、ジュニア陸上クラブ **Fukui Desporte**（福井ディスポルテ）と称す。

### 第2条 事務局

本会の事務局は、坂井市三国町宿2丁目17-11 田村文和自宅内に置く。

### 第3条 目 的

本会は、クラブ員が陸上競技を通して体を動かすことの楽しさを体得し、陸上競技の基礎技能の向上を図るとともに、すべてのスポーツの基礎となる「走る」「跳ぶ」「投げる」の基礎を身につけることを目的とする。

また、陸上競技を通してクラブ員の心身の向上と親睦を図ることを目的とする。

トップアスリートコース（以下T・Aコースと称する）においては、今後も選手として陸上競技を続ける意志をもつクラブ員が、全国大会入賞をめざし、更に高い競技力を身につけ、知・徳・体のバランスのとれた競技者となることを目的とする。

### 第4条 事 業

- (1) 陸上競技に関する活動
- (2) レクリエーション活動
- (3) 他団体との交換交流活動
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動

### 第5条 活動の拠点と時間

本会の活動拠点は、三国運動公園陸上競技場を中心とし、原則土曜日または日曜日に行う。但し、競技会参加、合宿等はこの限りではない。

## 第2章 構成とクラブ員

### 第6条 構 成

本会は、役員とクラブ員をもって構成する。

### 第7条 クラブ員

クラブ員は、小学1年生以上の児童と、本クラブで活動を行った中学生以上の者を原則とする。

クラブ員は、小学生以上で構成するジュニアコースと中学生以上で構成するT・Aコースにそれぞれ所属し活動する。

## 第8条 入会

本会への入会は所定用紙にてこれを行う。また、入会に当たっては第10条に定める保険料を入会と同時に納入するものとする。

## 第9条 会の登録

本会は、第8条に定めるところによる入会手続きを完了した者を本会のクラブ員として登録するとともに、福井陸上競技協会の選手として登録する。

## 第10条 保険

入会したクラブ員は、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。なお、活動中の傷害に対する保障は、この保険範囲を限度とする。

## 第11条 脱退

本会の脱退は、本会宛の脱退届を提出することによって任意に行える。

## 第3章 役員

### 第12条 役員

本会には、次の役員を置く。

代表	1名
代表補佐	1名
指導者	若干名
会計	2名（その内1名は保護者より選出）
会計監査役	1名（保護者より選出）

### 第13条 任務

前条の役員は次のような任務を負う

代表は、本会を代表して本会を総括する。

代表補佐は、代表を補佐し、本会の実務を統括する。

指導者は、クラブ員を直接指導し、選手の育成活動を担当する。

会計は本会の会計を担当する。

会計監査役は、会計を監査する。

### 第14条 任期

役員任期は一年とする。但し再選は妨げない。

役員に欠員の生じたときは、それを補充する。但しその任期は前任者の任期期間とする。

## 第5章 会 計

### 第15条 会 計

本会の会計は、クラブ員が納める会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

### 第16条 会 費

クラブ員は、月額3,000円の会費を徴収する。会費は毎月第1回目の練習時に徴収するものとする。

各年度の開始月である4月（途中入会の場合は入会月）に、福井陸協の登録費とスポーツ安全保険料を別途納入するものとする。

### 第17条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第18条 会計報告

本会の会計報告は、監査役の監査を受け、毎年11月、3月の半期ごとに会計報告を行うこと。

### 附則

本規約は平成22年6月1日より施行する。

本規約の改正、本会の解散は保護者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附則

平成23年4月3日改正